平成２３年（フ）第２７１号
愛媛県松山市南斎院町1338番地53　クァイエットヒルズ101号
債務者　鎌田　岩夫
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
福岡県八女市平田529番地１
債務者　木下　　勲
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３７号
福岡県八女市納楚625番地４　栗原アパート12号
債務者　秋山　道則
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第６号
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦373番地
債務者　柳原　良太
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第１０５号
宮崎県都城市山田町山田4599番地７
債務者　福森　玲子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２２８号
秋田市将軍野南２丁目３番45号　市営住宅３－６号
債務者　阿部　鏡子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０号
秋田市御野場新町３丁目16番６号
債務者　石橋福太郎
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１号
秋田市御野場新町３丁目16番６号
債務者　石橋いお子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５号
秋田市河辺三内字野崎35番地12
債務者　坂本　英一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８号
秋田県南秋田郡井川町井内字菅生沢145番地８
債務者　武塙久美子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４５号
秋田市新屋前野町６番24号
債務者　原田　美香
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５１号
秋田市東通６丁目１番11号
債務者　和田　康子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５６号
秋田市新屋扇町92番73号
債務者　郡山千津子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８０号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地21―103号
債務者　土堤内智子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２５号
京都市北区衣笠馬場町46番地６
債務者　増田真由美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２６号
京都市北区衣笠馬場町46番地６
債務者　テテァテテヘアーこと　増田　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北玉水12番地の３　Ｂ―101号
債務者　山川　修一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係